

2020年 経済構造実態調査 乙調査票の記入のしかた



新聞業

経済構造実態調査について

総務省・経済産業省では、既存の統計調査の統合・再編により、GDPの約9割を占める経済活動を年次で把握する新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年に創設しました。

本調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(特にGDP)の精度向上等に資することを目的としています。

回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答については、同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

調査票の記入にあたっての留意事項

- この調査(経済構造実態調査 乙調査票(新聞業))は、企業単位の調査です。したがって調査票の記載は子会社など連結する他の企業分は含みません。
- この乙調査票とあわせて、甲調査票もお届けしている場合があります。甲調査票も届いた場合は、両方の調査票についてご回答ください。本冊子は「乙調査票の記入のしかた」ですので、甲調査票については、「甲調査票の記入のしかた」をご覧ください。
- 乙調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏面の「コールセンターのご案内」に記載されている連絡先まで、ご連絡ください。

記入上の 注意点

- 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- 金額欄は、1万円未満を四捨五入し、万円単位で記入してください。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。また、「¥」記号は付けないでください。
- 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

目次

調査の対象となる企業	1	3 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	3
廃業、休業等に係る扱い	1	4 年間売上高等	4
1 企業の名称・所在地等	2	5 年間営業用固定資産取得額	7
2 経営組織及び資本金額	3	6 従業者数	8

調査の対象となる企業

この調査(経済構造実態調査 乙調査票(新聞業))の対象となる企業は、日本標準産業分類の小分類413-新聞業に属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む企業です。

主業として一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行までを営む企業が調査の対象となります。

具体的に「対象となる業務」「対象とならない業務」は5ページをご覧ください。

なお、「対象とならない業務」を主たる業務として営む企業は本調査の対象となりませんので、現在の主たる業務の内容を具体的に備考欄に記入の上、調査票を返送してください。

廃業、休業等に係る扱い

貴企業が廃業、休業した場合など、事業活動に著しい変化があった場合は、その発生時期等を含め備考欄に記入してください。なお、備考欄に書ききれない場合は、調査票の裏面に記入してください。

※日本標準産業分類

統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

日本標準産業分類

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

はじめに

記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、**内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。**

1 企業の名称・所在地等

ア	フリガナ											
	企業名											
イ	郵便番号		-		都道府県・市区町村名		町丁・字・番地・号		電話番号	()	-
	ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)											
ウ	企業の法人番号										法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。	<input type="checkbox"/>

2 経営組織及び資本金額

エ	あてはまるものを○で囲んでください。	資本金額 (又は出資金額)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
	① 会社									
	② 会社以外の法人・団体									
	③ 個人経営									

3 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

カ	④欄以降の金額欄を記入するにあたっての消費税の取扱いについて選択の上、該当する番号を○で囲んでください。 ※できる限り「① 税込み」を選択してください。	① 税込み
		② 税抜き

1 企業の名称・所在地等

ア 企業の名称

- 名称は、略称ではなく正式名称(法人の場合は登記上の名称)を記入してください。法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。

例	株式会社 → (株)	合資会社 → (資)	一般社団法人 → (一社)
	有限会社 → (有)	公益社団法人 → (公社)	一般財団法人 → (一財)
	合名会社 → (名)	公益財団法人 → (公財)	合同会社 → (同)

イ 企業の所在地

- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。

例 ○ 若松町3丁目2番1号 ○ 若松町3丁目2-1

- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「○○構内」(○○は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

ウ 企業の法人番号

- 法人番号(13桁)を記入してください。
- 法人番号については、法人番号指定通知書または法人番号公表ウェブサイトで確認できます。
- 法人番号が指定されていない場合は、記入欄右の□に「レ」印を記入してください。

記入上の注意

- ・金額は万円単位で記入してください（万円未満を四捨五入してください）。
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

2 経営組織及び資本金額

エ 経営組織

- ・あらかじめ印字されている内容が違う場合は二重線で消し、該当する番号を「○」で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。

1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。
2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）などをいいます。 （※）「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。
3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。

オ 資本金額（又は出資金額）

- ・資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。

3 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

カ 消費税の税込み・税抜きの別

- ・ **4** 以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。
- ・「税込み」か「税抜き」かについて、選択した記入方法を「○」で囲んでください。

4 年間売上高等 2019年1月1日から12月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間について記入してください。

キ 企業全体の 年間売上高	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
	上記「企業全体の年間売上高」のうち「新聞業務」の年間売上高									
ク 新聞業務の年間売上高	新聞業務の年間売上高									
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
ケ 「新聞業務」の年間売上高の収入種類別割合	新聞販売収入	広告料収入				フリーペーパー	その他	その他収入	合計	
		新聞広告	電子メディア							
	年間売上高	%	%	%	%	%	%	100%		
新聞発行種類 2019年12月31日現在で発行している新聞の発行種類数を記入してください。										
コ 発行種類	一般紙		スポーツ紙		専門・業界紙		その他			
	全国紙	地方紙(ブロック紙を含む)								
	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙		
「新聞業務」に係る電子メディアへの配信の有無										
どちらか1つを○で囲んでください。		配信形態	あてはまるものすべてを○で囲んでください。		配信種類	あてはまるものすべてを○で囲んでください。				
① はい	② いいえ		① インターネット	② 固定端末向け情報提供		① ウェブ	② メール	③ ウェブ上の動画	④ コンテンツ外部提供	⑤ 紙面イメージ

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください（万円未満を四捨五入してください）。
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

コ

6ページ参照

サ

6ページ参照

4 年間売上高等

キ 企業全体の年間売上高

- 貴企業が2019年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高を記入してください。なお、この期間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間について記入してください。
また、営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 営業として行っていない資産運用や資産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。
- 「企業全体の年間売上高」に「新聞業務」以外の売上有る場合、「企業全体の年間売上高」と「新聞業務の年間売上高」は一致しません。

ク 「企業全体の年間売上高」のうち、「新聞業務」の年間売上高

- 企業全体の年間売上高のうち、下記のこの調査の「対象となる業務」(日本標準産業分類小分類413-新聞業に属する業務)の売上高を記入してください。

【対象となる業務】

一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行までを行う業務が調査の対象となります。

【対象とならない業務】

- 印刷原稿・版下を受け取り新聞の印刷のみを行う業務
- 無料で配布する広告新聞(フリーペーパー)の発行のみを行う業務
→「広告業調査」の対象となります(ただし、広告業については、事業所単位の調査のため、広告業を主業としている事業所すべてが調査の対象となります)。
- 企画・編集のみを行い発行業務を行わない業務
- 取材、ニュースの供給のみを行い発行業務を行わない業務
→「映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業」の対象となります。
- 新聞の小売(販売)のみを行う業務
など

ケ 「新聞業務」の年間売上高の収入種類別割合

- 「企業全体の年間売上高」のうち「新聞業務」の年間売上高で記入した「新聞業務」の年間売上高について、その内訳を以下の表を参考に新聞販売収入、広告料収入及びその他収入の区分ごとに収入種類別の収入割合を整数で記入してください。

なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。

収入種類区分		内容例示
新聞販売収入		新聞を発行して得た収入額(※販売店に対する正規の手数料等を控除した額)
広告料収入	新聞広告	新聞に掲載した広告に対する広告料収入(※広告会社に対する正規の手数料等を控除した額)
	電子メディア	電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入(※広告会社に対する正規の手数料等を控除した額)
	フリーペーパー	フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入(※広告会社に対する正規の手数料等を控除した額)
	その他	上記以外の媒体に掲載した広告に対する広告料収入(※広告会社に対する正規の手数料等を控除した額)
その他収入		上記新聞販売収入及び広告料収入以外の業務による収入額(ネット配信による収入やクリッピング業者への提供による収入もここに含めます)

※上記、「新聞販売収入」、「広告料収入」において、手数料等を控除した額で記入することが困難な場合は、手数料等を含めた額としてください。

コ 新聞発行種類

- ・2019年12月31日現在で、発行している新聞の種類数を次の区分に従って記入してください(紙媒体のみ)。

新聞発行種類	内容例示
一般紙	一般時事に関する報道、評論を行う新聞
全国紙	主に全国の主要都市に発行所を持ち、全国くまなく配布している新聞(朝・夕刊がある場合は1としてください。)
地方紙 (ブロック紙含む)	主に地方に発行所を持ち、特定地方を配布エリアとする新聞(ブロック、県紙、ローカル紙など)
スポーツ紙	スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞
専門・業界紙	特定の産業及び専門分野に関する報道、評論を行う新聞(経済、金融、産業、特定のスポーツ(競馬、プロレスなど))
その他	上記以外の新聞 英字新聞(一般紙等の英語版の新聞を含む。)、機関紙(政党新聞、宗教新聞など)など

サ 「新聞業務」に係る電子メディアへの配信の有無

- ・電子メディアへの配信有無は、あてはまるものに「○」をつけてください。
- ・電子メディアへの配信とは、新聞記事を一般消費者や企業へ情報提供・配信することをいい、有料・無料は問いません。
- ・配信を行っている場合は、その配信形態を、インターネットで配信を行っている場合は、配信の種類についてあてはまるものすべてに「○」をつけてください。

5 年間営業用固定資産取得額

シ 企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額^{注1}

		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
有形固定資産	機械・設備・装置	情報通信機器 ^{注2}							
		その他							
	土地								
	建物・その他の有形固定資産								
	無形固定資産								
合計 ^{注3}									

注1: 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の固定資産の取得額(購入手数料を含む。)を記入してください。

注2: 「情報通信機器」とは、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などをいいます。

注3: 過去1年間に営業用固定資産の取得額がない場合は、合計欄に「0」を記入してください。

記入上の注意

- ・金額は万円単位で記入してください (万円未満を四捨五入してください)。
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

5 年間営業用固定資産取得額

シ 企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額

- ・2019年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得した、取得価額が10万円以上の固定資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。
- ・過去1年間に営業用固定資産の取得額がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。
- ・当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の固定資産取得額を記入してください。
- ・年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。

資産区分		資産例示
有形固定資産	機械・設備・装置	情報通信機器 耐用年数1年以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)の購入に要した金額
		その他 耐用年数1年以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した金額
	土地 土地購入に要した金額 既存の土地を整備することに要した金額	
	建物・その他の有形固定資産 建物の購入、改築・改装に要した金額 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した金額 その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など	
無形固定資産		物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した金額 例: 借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など

6 従業者数

2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。

(1) 企業全体の従業者数		男	女	(2) 「新聞業務」の事業従事者数		
ス	① 個人業主 (個人経営の事業主) 及び無給の家族従業者	人	人	事業従事者数 (別経営の企業に派遣している人を除き、別経営の企業から派遣されている人を含みます。)	人	
	② 有給役員	人	人	セ	注1: 「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない労働者又は雇用契約期間が1か月以上の労働者をいい、また、「⑤以外の人(パート・アルバイトなど)」は、「正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。 注2: 「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の「就業時間換算雇用者数」は、「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)÷貴企業の所定労働時間(1週間分)によって算出してください。 注3: 「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。	
	常用雇用者注1	③ 正社員・正職員としている人	人			人
		④③以外の人 (パート・アルバイトなど)	人			人
		(就業時間換算雇用者数注2)	(人)			(人)
	⑤ 臨時雇用者注3 (常用雇用者以外の雇用者)	人	人			
	総計(①～⑤の合計)	人	人			
(うち 別経営の企業に派遣している人)	(人)	(人)				
総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	人	人				

6 従業者数

ス (1) 企業全体の従業者数

雇用形態区分	内容例示
① 個人業主 (個人経営の事業主) 及び 無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際に貴企業の業務に従事している人をいい、無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに貴企業の業務に常時従事している人をいいます。</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」に記入してください。</p> <p>※「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。</p>
② 有給役員	<p>「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」以外を選択した場合で、経営組織が「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」の役員(常勤・非常勤を問わない)で報酬・給与の支払いを受けている人をいいます。</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>
常用雇用者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている労働者、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいいます。</p>
③ 正社員・正職員としている人	<p>常用雇用者のうち、貴企業で正社員・正職員として処遇している人をいいます。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、貴企業で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。</p>
④③以外の人 (パート・アルバイトなど)	<p>常用雇用者のうち、「③ 正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。</p>
(就業時間換算雇用者数)	<p>「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴企業の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数((※)「就業時間換算雇用者数」記入例を参照)を記入してください。</p>

ス (1) 企業全体の従業者数(つづき)

雇用形態区分(つづき)	内容例示
⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。
総計 (①～⑤の合計)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した従業者の合計を記入してください。
(うち 別経営の企業に 派遣している人)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人をいいます。
総計のほかに別経営の 企業から 派遣されている人	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人をいいます。

- ・2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で、貴企業全体の従業者数について、各区分の該当する欄に記入してください。各区分の例示については左の表を参照してください。
- ・長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- ・貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は「①個人業主」に含めるのではなく、「②有給役員」以降の該当する区分に含めて記入してください(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している個人業主の人も含まれません)。
- ・「派遣している人」、「派遣されている人」とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請け(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は含めないでください。

(※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例

例えば、以下のような場合の「(就業時間換算雇用者数)」は、(1)、(2)のとおり算出してください。

- ・1週間で24時間勤務のアルバイト(「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に該当する労働者)が4人従事している
- ・当該企業の1週間あたりの所定労働時間が40時間

$$\begin{aligned}
 (1) & \text{「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の総労働時間(1週間分)} \div \text{貴企業の所定労働時間(1週間分)} \\
 & = 24(\text{時間}) \times 4(\text{人}) \div 40(\text{時間}) \\
 & = 2.4(\text{人})
 \end{aligned}$$

(2)「(就業時間換算雇用者数)」には小数点以下を四捨五入して「2」と整数で記入してください。

セ (2) 「新聞業務」の事業従事者数

- ・貴企業の事業従事者数(※)のうち「新聞業務」に携わる人数を記入してください。

「新聞業務」の事業従事者の例

管理業務(総務、人事、経理など)、「新聞業務」を担当する有給役員、営業業務、新聞広告などの広告業務、製版・印刷・発送業務、電子メディアに関する業務に従事する人 など

- ・以下の人は、「新聞業務」の事業従事者に含めないでください。

主に「新聞業務」以外の業務に従事している人

(例えば、「新聞業務」以外の業務の就業時間数が、「新聞業務」の就業時間より多い場合)。

(※)事業従事者数

$$= \text{(1)企業全体の従業者数の総計(①～⑤の合計)} - \text{「別経営の企業に派遣している人」} + \text{「別経営の企業から派遣されている人」}$$

コールセンターの ご案内

調査票の記入についてご不明な点などありましたら、下記実施事務局までお問い合わせください。

経済構造実態調査 実施事務局

【電話番号】☎️ **0120-800-636** (通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6630-5960 (有料))

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】平日(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00~18:00

【ホームページ】<https://www.kkj-st.go.jp>

